



## 報道機関各位

令和7年(2025年)7月31日(木) 13時00分 配付

項目	藻別川の河口付近におけるさけ・ますの採捕制限に係る委員会指示の発動について
配付資料	委員会指示による令和7年度 藻別川河口付近におけるさけ・ますの採捕制限の内容
内容及び報道に当たってのお願い	<p><b>趣旨</b></p> <p>○ 資源の減少が続いている、秋さけ、からふとますの資源回復に必要な対策として、紋別市藻別川河口付近におけるさけ・ます採捕の制限について、道から網走海区漁業調整委員会に委員会指示の発動の要請があり、広く意見を聴取するため、令和7年7月18日に公聴会を開催しました。</p> <p>この公聴会での意見について、令和7年7月28日に開催した第23期第4回網走海区漁業調整委員会において審議した結果、海区委員会指示を発動することを決定しましたのでお知らせします。</p> <p>○ 委員会指示の概要</p> <p>紋別市藻別川河口付近について、海区委員会指示により新たに制限期間、区域を設定 (詳細は別紙のとおり。)</p>
他のクラブとの関係	
担当窓口	北海道網走海区漁業調整委員会 事務局長 柴田 瞳 直通電話 015-41-0659 (内線2671) 

## 藻別川河口付近におけるサケ・マス採捕の禁止について

紋別市藻別川の河口付近において、サケ・マス(※)の繁殖保護を図るため、網走海区漁業調整委員会の指示により、下記の区域及び期間においてサケ・マスの採捕を禁止することとしました。

大切な水産資源を保護し、育てていくために関係法令や規則の遵守にご協力をお願いいたします。

※マスは「サクラマス、カラフトマス、ベニマス、ギンマス及びマスノスケ」に限る。

### ○ 禁止区域（斜線部）及び禁止期間

市町村	河川名	左海岸距離	右海岸距離	沖合方向		沖合距離		禁止期間
				左方	右方	左方	右方	
紋別市	藻別川	(100m)	(100m)	45度30分	45度30分	200m	200m	9/1~12/10

※距離のうち（）内の数字は一応の目安

### ○ 禁止区域イメージ図



<連絡先>網走海区漁業調整委員会事務局

住所：網走市北7条西3丁目 電話：0152-41-0659